

情報セキュリティ対策基本方針（D1000）

（目的）（NII サンプル規程集の対応項番 D1000-1）

第1条 国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）は、本学の理念として制定された島根大学憲章を実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

（方針）（NII サンプル規程集の対応項番 D1000-2）

第2条 前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- 一 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- 二 情報及び情報システムの保護
- 三 情報システムや情報サービスの管理・運用
- 四 インシデントへの対処
- 五 利用者への啓発・教育
- 六 前各号を含む情報セキュリティマネジメントの実施

（義務）（NII サンプル規程集の対応項番 D1000-3）

第3条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他本方針に基づき定められる規程等を遵守しなければならない。

（罰則）（NII サンプル規程集の対応項番 D1000-4）

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、学則、大学院学則及び職員就業規則その他の就業規則に則って行うほか、それぞれの規程等に定めるところによる。